ロ　「塩素系」の表示に際しては、枠を設け「塩素系」と黄系色で表示することとし、容器、ラベル等の色により「塩素系」の文字が目立たない場合は、ラベル又は枠内の色を変える等特に目立つ方法を用いて表示すること。文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより八ポイント以上大きくすること。

ハ　（1）から（4）までの事項の表示に際しては、枠を設け表示すること。この際、（1）については「酸性タイプ」及び「危険」の文字を用いて表示することとし、「酸性タイプ」及び「危険」の文字は赤系色で、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより四ポイント以上大きくすること。「酸性タイプ」及び「危険」以外の文字に使用する文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより一ポイント以上大きくすること。

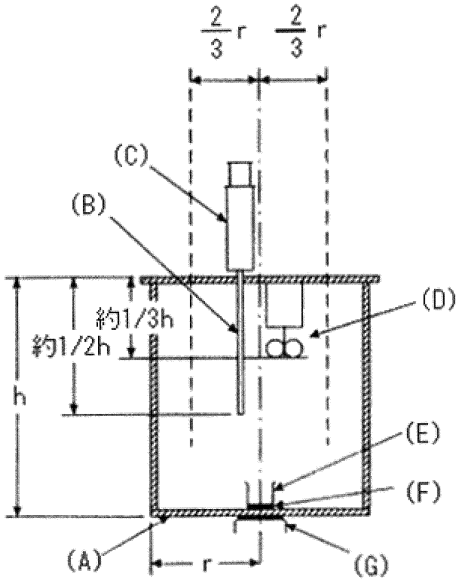
別記

塩素ガス発生試験（塩素系）

（一）　装置及び器具

次の図のような合成樹脂容器の蓋に検知管及びファンを取り付け、ファンは下向きに送風できるようにする。

塩素ガス発生量測定装置
(B)、(D)は中心より2/3の範囲内



図中（A）～（G）の内容については以下のとおり。

（A）　合成樹脂容器

プラスチック製蓋付容器（丸形）、呼び容量二十リットル（ただし容量の許容差はプラス十パーセント、マイナス四パーセントとする。）。使用時にはシール等により密閉性を良くすること。

（B）　塩素ガス検知管

試料採取量百ミリリットル一回において塩素ガス濃度〇・五～十ｐｐｍ程度の範囲を測定できるもの。

（C）　ガス採取器（百ミリリットル）

（D）　槽内攪拌（かくはん）用軸流ファン

羽根（数四～五枚、直径五～七センチメートル、片面面積二百二十～三百二十平方ミリメートル／枚で総面積千百～千三百平方ミリメートルとなる角度付きのもの）、回転数五十Ｈｚで約二千五百ｒｐｍ、六十ヘルツで約三千ｒｐｍ

（E）　十ミリリットルビーカー

（F）　スターラーピース（長さ一センチメートル）

（G）　マグネチックスターラー

（二）　測定方法

イ　合成樹脂容器の底に、ピペットを用いて（三）で定める酸性タイプ基準溶液三ミリリットルを入れた十ミリリットルビーカーを置く。

ロ　塩素系製品の原液三ミリリットル（又は三グラム）をイのビーカー内に加える。

ハ　直ちに容器の蓋をして、マグネチックスターラーにて混合し、槽内をファンで攪拌（かくはん）する。

ニ　両液混合から五分間後、ガス採取器を検知管の後に接続して容器内のガスを百ミリリットル一回吸引して測定し、得られた数値から、次式により塩素ガス濃度を算出する。

$$\text{塩素ガス濃度（ppm）} = \frac{\text{測定塩素ガス濃度（ppm）}}{3} \times \frac{\text{合成樹脂容器の容量（ℓ）}}{20}$$

ホ　室温、液温は二十度プラス・マイナス五度とする。

（三）　基準溶液

イ　規格

酸性タイプ基準溶液については、塩酸九・三～九・七パーセントとする。

ロ　調製方法

酸性タイプ基準溶液については、試薬特級（日本工業規格Ｋ八一八〇（塩酸（試薬））の塩酸をイオン交換水を用いて上記酸性タイプ基準溶液に入るように調製する。

ハ　分析方法

本基準溶液は、冷暗所に保存し、三か月以内のものを使用する。使用に際しては、その都度分析を行う。分析方法については、純水五十ミリリットルに試料五・〇グラムを加えた溶液について〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液を用いて中和滴定を行い、使用された〇・五モル毎リットルの水酸化ナトリウム溶液の所要量に対応する塩酸を求めて含有率を算出する。この場合において、指示薬は、ブロムチモールブルー溶液とする。

（四）　測定は（二）イ～ニを三回行い、平均値を測定値とする。

（五）　本試験は、局部排気設備のある場所で換気に注意して行うこと。

その他の磨き剤（研磨材、有機溶剤、脂肪酸及び界面活性剤その他の添加剤から成り、艶出し及び研磨の用に供せられるものをいう。）

（一）　品名の表示に際しては、その品名の中に「磨き剤」の用語を用いて表示すること。

（二）　成分の表示に際しては、次のイからヘまでに掲げるところによること。

イ　研磨材については、「研磨材」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きでその含有率を付記すること。この場合において、成分の分析は、日本工業規格Ｋ〇〇六七（化学製品の減量及び残分試験方法）の四・四に規定する試験方法（同規格中四・四・一の操作は、（一）第一法により行う。）で行うものとし、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス三以内とすること。

ロ　研磨材の種類については、次に掲げる種類の名称を示す用語を用いて含有率の表示の次に付記することができるものとする。

（1）　けい酸アルミニウム系鉱物

（2）　けい酸系鉱物

（3）　炭酸カルシウム系鉱物

（4）　アルミナ系鉱物